

いじめ防止基本方針

令和7年4月7日 改定

智辯学園奈良カレッジ小学部・中学部・高等部

はじめに（学校の方針について）

本校では、開校以来、宗教（仏教）的情操をもとに豊かな心を養うことを教育目標の柱に位置づけ、「一切衆生悉有仏性、相互礼拝、相互扶助」の精神を心の教育の根幹に据え、「互いが尊敬し、拝み合う」ということができる、知性豊かで明るく誠実な人間の育成に努めてきた。そういう意味からも、いじめは決して看過できない行為であると考えている。

そもそも、いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

このことから、本校では、これまでも「いじめ防止基本方針」を策定して、全ての教職員が、いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校教育全体を通して、児童生徒一人ひとりにいじめを「しない・させない・許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目指してきた。その本質に変わりはないが、「いじめ防止対策推進法」が制定されて10年が経過し、「生徒指導提要」の改訂された今、これまでの本校の取り組みを振り返り、より実効性のある「いじめ基本方針」となるよう改定を行うこととした。

今後とも、全教職員が、いじめを決して許さないという決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全教職員が組織的に取り組みを進めることにより、学校生活の中で、児童生徒が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

また、より実効性の高い取り組みを実施するために、今後も必要に応じて基本方針を見直し、その内容は公表するものとする。

1 いじめ対策についての基本的な考え方

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ことから、学校・家庭・地域が一体になり、常に連携を図りながら継続的な取り組みを行うことが必要である。

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
（「いじめ防止対策推進法」第2条1項より）

- 「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。
 - 起こった場所は学校の内外を問わない。
 - 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。
- （文部科学省「平成24年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）

(2) いじめの認識

- いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- いじめは目に見えにくいものであり、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- けんかやふざけあいと見えるもののなかにもいじめがあると考え、いじめの認知にあたる。
- いじめの様態は多種多様なものであるため、「些細なこと」「その場限りのこと」と判断せず、いじめを見逃さない。
- 校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取り組みを行う。
- いじめは複雑化、深刻化すると、児童生徒の生命に関わるものである。

2 いじめの未然防止と早期発見

(1) 未然防止

いじめ問題を克服するために、本校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒を対象にいじめの未然防止の取組を行う。

特に、全ての児童生徒に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である」との理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。また、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

① 道徳（宗教）教育の充実

教育活動全体を通じて、児童生徒に、かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳（宗教）教育の充実を図る。また、感謝祭などの宗教的行事を通じ、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

② 児童会・生徒会活動等の活性化

学級活動（ホームルーム活動）等で、自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を設けることによって、児童生徒のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。児童生徒が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身に付けられるよう、児童生徒による自主活動や主体的な活動をあらゆる機会を通じて行う。

③ 児童生徒の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、児童生徒に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、児童生徒一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

④ 授業づくりの改善と工夫

授業においては、児童生徒に授業規律を徹底させるとともに、児童生徒にわかる、できる喜びや実感を与えられるよう、日頃から教材研究や授業研究を行うなど指導方法の工夫・改善に努める。

⑤ 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、育友会等と定期的に情報交換したりするなど、いじめ防止のために学校と家庭が積極的に協力できる関係づくりを進める。

⑥ インターネット上のいじめの防止

児童生徒にSNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけではなく、必要に応じて外部の専門家等を招き、児童生徒にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。また、保護者に対して 児童生徒用の携帯電話やスマートフォンの購入について、十分配慮するよう促すとともに、所持させる場合には、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等を周知徹底する。

(2) 早期発見

いじめの早期発見は、いじめ問題への取り組みの前提であり、児童生徒の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人がいじめと判断しにくい形で行われることが多い。また、いじめはいじめの側といじめられる側が入れ替わることも多いことから、些細な兆候も見逃さず、早い段階から適切に関わり、いじめの発見に努める。

① いじめアンケート等の実施

いじめアンケートを年3回、実施する。実施にあたっては、児童生徒が素直に自分の心情を吐露しやすい環境をつくる。実施方法に関しては、無記名方式とする。

② 教育相談体制の充実

定期的に個人面談や、保護者を交えた三者面談を実施し、児童生徒や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあった場合、児童生徒等の思いや不安・悩みを十分受け止める。また、必要に応じてスクールカウンセラー等を活用しながら、いじめを訴えやすい環境を整える。

③ 教職員の資質能力の向上

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童生徒としっかり向き合い、いじめの防止等にきっちり取り組める資質能力を身につけられるよう校内研修を行う。

④ 家庭（地域）との連携

保護者（場合によっては地域住民も）との信頼関係を構築し、児童生徒の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取組について、保護者に理解を得て、学級懇談会や三者面談、保護者懇談会等の機会に情報交換を行う。

⑤ スクリーニングの実施

アセスなどを活用して児童生徒の実態調査を行い、気になる児童生徒には教職員から積極的に声を掛ける。

⑥ 相談窓口の周知

子どもの人権110	0120-007-110
チャイルドライン	0120-99-7777
24時間子どもSOSダイヤル（文部科学省）	0120-0-78310
あすなろダイヤル（奈良県教育委員会）	0744-34-5560
ヤング・いじめ110番（奈良県警察本部）	0742-22-0110
子どもの悩みごと相談（奈良県弁護士会）	0742-81-3784

3 いじめへの対応

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。特に、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、いじめを行った児童生徒に対しても教育的配慮のもと毅然とした態度で接する。加害被害を問わず、いじめの背景や抱えている課題等を究明し、保護者等との連携を密にして必要な指導・支援を行う。

対応については全教職員の共通理解、保護者の協力、関係諸機関との連携の下で取り組む。

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

「校長・教頭・主任者・養護教諭」により構成（事案に応じて、人権教育推進委員・スクールカウンセラー・外部の専門家等をメンバーに加えるなど、柔軟に編成するものとし、また、必要に応じて「調査班」「対応班」を関係職員により編成する。）する「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの防止・早期発見・早期対応を実施するための中核組織として企画立案・調査・対応にあたる。

「組織及びいじめへの対応の流れ」については【別紙1】を、「いじめ防止等に係る年間指導計画」については【別紙2】を参照。

(2) 早期対応

いじめを認知した場合、次の①～④に留意して、組織的に迅速かつ適切に対応する。

① 安全確保

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

② 事実確認

いじめを認知した場合や、児童生徒がいじめを受けていると疑われる場合は、直ちにいじめの事実の有無を確認する。

③ 指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、学校対策組織の教職員等によって、いじめを受けた児童生徒やその保護者への支援や、いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。また、その際、対応したことを記録として残しておく。

④ 情報提供

いじめの早期解決を図るため事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた児童生徒の保護者やいじめを行った児童生徒の保護者に必要に応じて提供する。

⑤ 対処

いじめを行った児童生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため及び安心して学べる環境を確保するために、適切な措置を講じるとともに、再発防止の徹底を引き続き推進する。

⑥ 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮やいじめを受けた児童生徒等の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談し、適切に援助を求める。なかでも児童生徒の生命、身体又は財産に重大ないじめを受けた疑いが生じるような場合は、直ちに警察に相談・連携して、迅速な対応をとる。

その他必要と認められる事案があれば、奈良県教育振興課や警察、児童相談所や医療機関等の関係機関と相談し、情報交換を適宜行う。

⑦ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録したうえで、当該児童生徒及びその保護者に了解をとり、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除を要請する。なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。

(3) 継続的な指導・支援

学年においては、学年会議等を定期的に行い、児童生徒の人間関係を継続的に注視していく。いじめを受けた児童生徒については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援する。

また、いじめを行った児童生徒については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する。さらに、当該児童生徒の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や児童生徒の言動を継続的に把握する。

(4) いじめの解消についての定義

「いじめの防止等のための基本的な方針」より

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

いじめが解消したとみられる場合でも、いじめを受けた児童生徒の自尊感情が著しく低下したり、心的外傷によりPTSD（心的外傷後ストレス障害）傾向を示したりすることが考えられる。そこで、引き続き、いじめを受けた児童生徒を十分観察し、場合によっては、医療機関や児童相談所等の関係機関とも連携し、心のケアや支援を行っていく。

4 重大事態への対応

いじめにより、児童生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合は、学校または学校の設置者の下に組織を設け、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を実施する。学校の設置者及び学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合い、原因と課題を明らかにするとともに、同じことが繰り返されることのないよう対策を講じる。

（１）重大事態の発生と調査

① 重大事態の報告

重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるときも含む）、学校は学校設置者（法人）および奈良県知事（奈良県教育振興課）に直ちに発生を報告する。

② 調査を行う組織

学校の調査組織（いじめ防止対策委員会）、または学校設置者（法人）が設置した調査組織等において調査を行う。当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る原因となったいじめ行為が、

- ・いつから
- ・誰から行われ
- ・どのような様態であったか
- ・いじめを生んだ背景事情
- ・人間関係にどのような問題があったか
- ・学校、教職員、保護者がどのように対応したか

などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

調査の際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。また、調査そのものが二次被害を生まないように最大限配慮する。

（２）調査の結果報告及び提供

調査結果は学校設置者（法人）および奈良県知事（奈良県教育振興課）に報告を行い、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対しても必要な情報を提供する。情報提供の際、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報保護に十分配慮する。

（３）調査結果を踏まえた対応

① いじめを行った児童生徒に対する指導

いじめが認定されている場合、いじめを行った者に対して個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるようにする。指導等を行う場合は、その保護者に協力を求めながら行う。

② 調査結果を踏まえた再発防止

学校または学校設置者におけるいじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、再発防止に努める。

(4) 調査結果の公表

調査結果の公表については、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒やその保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。公表する場合、いじめを受けた児童生徒・保護者および、いじめを行った児童生徒・保護者に対して、公表の方針を説明し、公表の方法および内容を確認する。

5 その他

この学校いじめ防止基本方針は、国や奈良県の基本方針等を参考にするとともに、これまでのいじめ防止等の取り組みを振り返り、PDCAサイクルによって更に実効性の高いものにするべく、必要な見直しを行う。

いじめ防止対策委員会

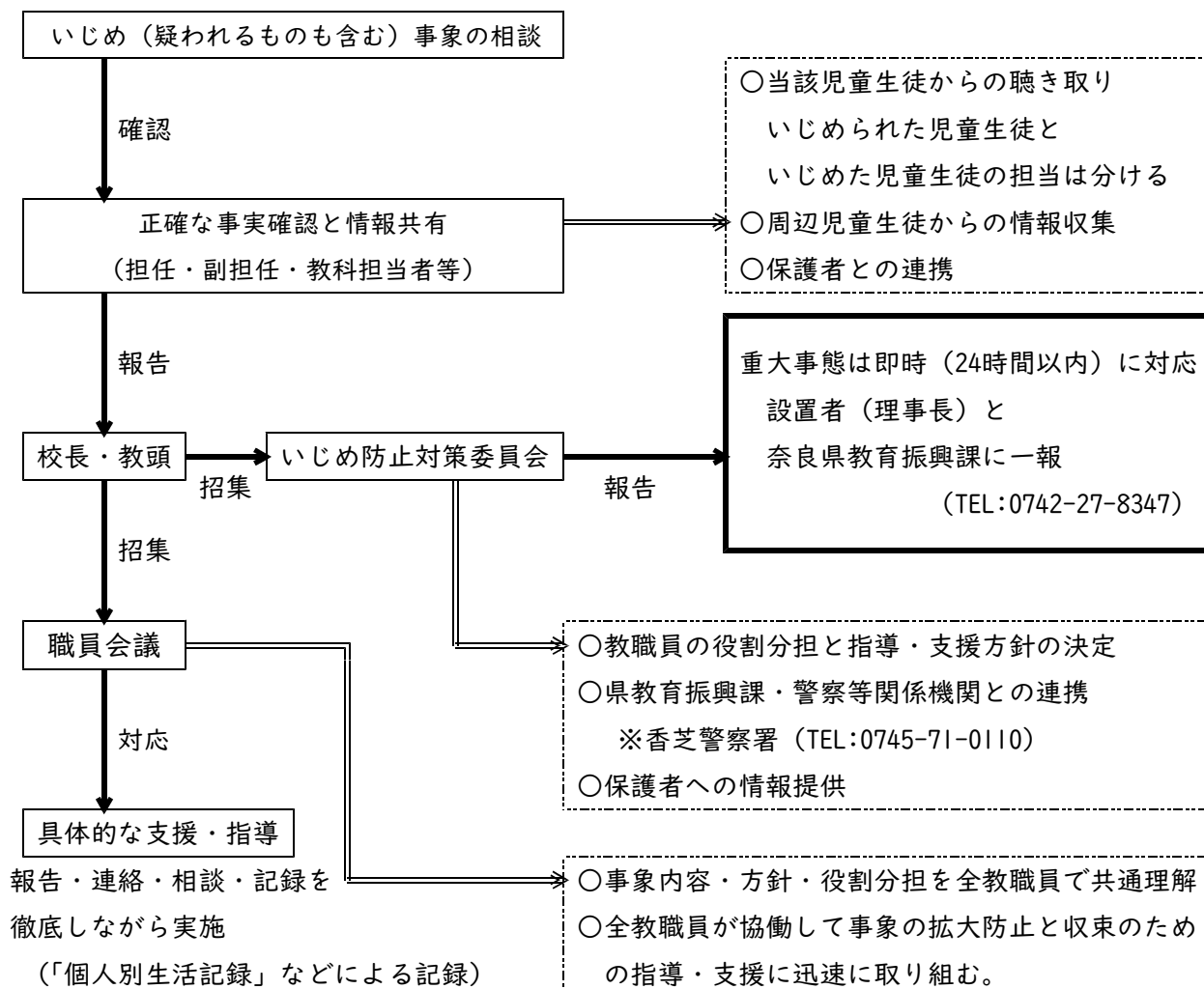
校長・教頭・主任者・養護教諭

（事案に応じて、人権教育推進委員・スクールカウンセラー・外部の専門家等をメンバーに加えるなど、柔軟に編成するものとする。また、必要に応じて「調査班」「対応班」を関係職員により編成する。）

○いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行う中核となる常設の組織を設置する。

○委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確実にし、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

対応の流れ



令和7年度 いじめ防止等に係る年間指導計画

智辯学園奈良カレッジ小学部

	会議・研修	未然防止	早期発見
4月	○校内職員研修①	○保護者会 5・6年 4月24日(木) 3・4年 4月25日(金) 1・2年 4月26日(土)	
5月	○いじめ防止対策委員会①	○アセス 5月19日～24日	○いじめアンケート調査 5月16日(金)
6月		○人権HR 6月23日～28日 ○オープンスクール 6月17日(火)	
7月		○児童会「いじめ防止運動」 ○人権HR 7月22日～26日	
8月	○人権講演会（職員対象）		○二者及び三者面談
9月		○人権HR 9月8日～12日	
10月	○校内職員研修②	○アセス 10月27日 ～11月1日 ○人権HR 10月6日～11日	
11月	○いじめ防止対策委員会②	○オープンスクール 11月7日(金)	○いじめアンケート調査 11月21日(金)
12月		○児童会「いじめ防止運動」 ○人権の花植栽（5年）	○二者及び三者面談
1月	○校内職員研修③	○アセス 1月26日～31日 ○人権HR 1月13日～17日 ○オープンスクール 1月14日(水)	○いじめアンケート調査 1月23日(金)
2月	○いじめ防止対策委員会③		
3月		○保護者会 1・2年 3月9日(月) 3・4年 3月10日(火) 5・6年 3月11日(水)	○二者及び三者面談